

薬生発 1112 第 3 号
平成 30 年 11 月 12 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な
方針（基本方針）第八に定める血液製剤代替医薬品について

血液事業の推進につきましては、日頃より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げ
ます。

血液製剤代替医薬品の安全対策については、「血液製剤の安全性の向上及び安定供給
の確保を図るための基本的な方針」（平成 25 年厚生労働省告示第 247 号。以下「基本
方針」という。）第八の一において、基本方針第六に示した医薬品、医療機器等の品質、
有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく規制を適
用することとするとされております。

このため、当該血液製剤代替医薬品の取扱いについては、「血液製剤の安全性の向上
及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（基本方針）第八に定める血液製剤代
替医薬品について」（平成 30 年 7 月 19 日付け薬生発 0719 第 3 号厚生労働省医薬・生
活衛生局長通知）において定めているところです。

今般、遺伝子組換え型血液凝固第 VIII 因子製剤（ダモクトコグ アルファ ペゴル（遺
伝子組換え））が承認されたことを踏まえ、基本方針第八の一に定める血液製剤代替医
薬品の安全対策に関する取扱いについては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び
安全性の確保等に関する法律に基づくもののほか、下記のとおりとしますので、御承
知おき下さい。



記

1 基本方針第八の一に定める血液製剤代替医薬品の安全対策に関する取扱い

- (1) 別紙に掲げる血液製剤代替医薬品については、用法、効能及び効果について代替性のある特定生物由来製品（血液製剤）が存在するため、医療現場における混乱を避ける観点から、以下のように取り扱うこと。
- ア 基本方針第六に定める血液製剤の安全性の向上に関する事項について、特定生物由来製品と同様に以下の通り取り扱うこと
- ・ 製造販売業者等及び医療関係者は、必要な事項について記録を作成し、保存すること
 - ・ 医療関係者は、その有効性及び安全性その他当該製品の適正な使用のために必要な事項について、患者又はその家族に対し、適切かつ十分な説明を行い、その理解と同意を得るよう努めること
- イ 医療関係者が適切かつ十分な説明を行うことができるよう、当該製剤の添付文書は、特定生物由来製品の添付文書の記載に準じたものとすること
- (2) 遺伝子組換え型人血清アルブミン製剤については、医療関係者は、当該製剤のピキア酵母に対するアレルギー様症状発現の懸念が完全には否定できないことを患者に対して説明し、理解を得るよう努めること。

2 通知の廃止

「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（基本方針）第八に定める血液製剤代替医薬品について」（平成30年7月19日付け薬生発0719第3号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）は廃止する。

3 施行時期

本通知は、発出日から適用する。

血液製剤代替医薬品

1. 遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤

- エプタコグ アルファ (活性型) (遺伝子組換え)

2. 遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤

- ルリオクトコグ アルファ (遺伝子組換え) (人血清アルブミンを含有するものを除く。)
- シロクトコグ アルファ (遺伝子組換え)
- エフラロクトコグ アルファ (遺伝子組換え)
- ルリオクトコグ アルファ ペゴル (遺伝子組換え)
- オクトコグ ベータ (遺伝子組換え)
- ロノクトコグ アルファ (遺伝子組換え)
- ダモクトコグ アルファ ペゴル (遺伝子組換え)

3. 遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤

- ノナコグ アルファ (遺伝子組換え)
- エフトレノナコグ アルファ (遺伝子組換え)
- ノナコグ ガンマ (遺伝子組換え)
- アルブトレペノナコグ アルファ (遺伝子組換え)
- ノナコグ ベータ ペゴル (遺伝子組換え)

4. 遺伝子組換え型血液凝固第XIII因子製剤

- カトリデカコグ (遺伝子組換え)

5. 遺伝子組換え型人アンチトロンビン製剤

- アンチトロンビン ガンマ (遺伝子組換え)

6. 抗血液凝固第IXa/X因子ヒト化二重特異性モノクローナル抗体

- エミシズマブ (遺伝子組換え)